奈良県指定障害児入所施設等の 人員、 設備及び運営の基準等に関する条例をここに公

布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第三十六号

奈良県指定障害児入所施設等の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 指定福祉型障害児入所施設の 人員、 設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準 (第五条)

第二節 設備に関する基準 (第六条)

第三節 運営に関する基準 (第七条―第五十三条)

第三章 指定医療型障害児入所施設の人員、 設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準 (第五十四条)

第二節 設備に関する基準 (第五十五条)

第三節 運営に関する基準 (第五十六条—第五十九条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 二十四条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、 第二十四条の この 条例 は、 九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項並びに法第 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号。 指定障害児入所施設等の人員、 以下 法 という。

(定義)

備及び運営の基準等について定めるものとする。

第二条 この条例において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定め

るところによる。

施設のうち法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設 施設のうち法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設であるも 指定医療型障害児入所施設 指定福祉型障害児入所施設 法第二十四条の二第 法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児 項に規定する指定障害児 で あ るも のを \mathcal{O} を 入所 いう。 いう。 入所

- をい 指 定障害児 う。 所施設等 法第二十四 条の二第一 項に規定する指定障害児入所施
- 兀 指定入所支援 法 第二 + 四条 \mathcal{O} 二第 --- 項 12 規 定する 指 定 入 所 支援 を 11
- 五 費等の支給につ 法第二十四条の二十四第二項の 指定入所支援費用基準額 \ \ て適用する場合を含む。 指定入所支援に係る法第二十 規定により に掲げる額をい 同条第一 項に規定する障害児入所給付 ·四条 \mathcal{O} 二第二 項第
- 六 定する障害児入所医療をいう。 た障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。 る場合を含む。 項の規定によ 額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所 入所利用者負担 り、 額 に掲げる額及び障害児入所医療 同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給に 法第二十四条の二第二項第二号 以下同じ。 につき健康保険 (法第二十四条の二十第 (法第二十 の療養に要する費用 医 療に ·四条 の 二 十 つき支給され 0 て適用 一項に 兀 \mathcal{O} す
- 七 入所給付決定 法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を 1
- 1 う。 入所給付: 決定保護者 法第二十四 条 の三第六項に規定する 入所給: 付 決 定保 だ護者を
- 九 給付決 定 期 法第二十四条 \mathcal{O} 三第六 項に 規定する給付 決定 期 間 を 11 う。
- 入所受給 法第二十四条の三第六項に規定する入所受給者証 を V
- 保護者に 児入所給付費等の支給に 定保護者に代わ 害児入所給付費等の支給に 十第三項 用する場合及び法第二十四条の二十四第二項 設等が 法定代 代わ 受けることをいう。 (法第二十四条の二十四第二項の規定により、 理受領 り県が支払う指定入所医療に要した費用 り県が支払う指定入所支援に要した費用 法第二十四条の三第八項 つい つい て適用する場合を含む。 て適用する場合を含む。 の規定によ (法第二十四条 0 額 \mathcal{O} \mathcal{O} り 同条第一 規定に 向条第 \mathcal{O} 額又は法第二十四条 \mathcal{O} 規定によ \mathcal{O} 部を指定障害児 七 第二項 ょ 項に規定する 一項に規定す り 入所給付 り入所給 にお VI 入所 決定 $\overset{\mathcal{O}}{=}$ 付 る て

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第三条 成し 性、 て継 続的 ·害の これ 指定障害児入所施設等は 特性そ な評価 基づ を実施することその き障害児に \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事情を踏まえた計 対 て指定入所支援を提供 入所給付決定保護者及び障害児 他 \mathcal{O} 措置を講ずることに 画 以下 入所支援計 するととも ょ の意向、 り 画 /障害児に に、 と そ い う。 \mathcal{O} 障害児 効果に . 対 し を作 の適 9

切 カゝ つ効果的に指定入所支援を提供しなけ ればならな い

- 2 ならない 指定障害児入 を尊重し て、 所施設等は、 常に当該障害児の立場に立 当該指定障害児入所施設等を利用する障 0 た指定入所支援の 提供に努め 害児 の意思 なけ 及び れば
- 3 市町村、 な連携に努めなければならない。 他の児童福祉施設その他の保健医療サー 障害福祉サ 指定障害児入所施設等は、 障害者自立支援法 ピ ス (第四十七条におい (平成十七年法律第百二十三号) 地域及び家庭との て ビス又は福祉サー 「障害福祉サービス」 結び付きを重視し ビスを提供する者との密接 第五条第一 という。 た運営を行 項に規定する を行う者、 11
- 4 の従業者に 指定障害児入所施設等は、 虐待の防止等のため、 対し、 研修を実施する等の 責任者を設置する等必要な体 当該指定障害児入所施設等を利用する障害児 措置を講ずるよう努めなけ 制の整備を行うとともに ればならな \mathcal{O} 人 権 \mathcal{O} 擁 そ

(申請者の要件)

第四条 号の条例で定める者は、 法第二十四条の 九第二項におい 法人とする。 て準用する法第二十 --- 条 \mathcal{O} 五 \mathcal{O} 十五第二項第

第二章 指定福祉型障害児入所施設 \mathcal{O} 人員、 設備及 び 運営 に 関 す る 基

第一節 人員に関する基準

第五条 第五号の 第四号の ただし、 指定福祉型障害児入所施設に置くべ 栄養士 調理員を置かないことができる。 四十人以下 調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあ \mathcal{O} 障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に き従業者及びその 員数 は、 次 \mathcal{O} لح あ お 0 0 ŋ とす

- 一 嘱託医 一以上
- 又は 看護師 イに掲げる数 ア 又は イに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、 それぞれア
- ア いう。 主として自閉症を主たる症状とする知的障害の して得た数以上 を入所させる指定福祉型障害児入所施設 ある児童 おおむね障害児 (以 下 自 の数を二十で 閉 症 児 لح
- イ 同 主と て肢体不自由 \mathcal{O} ある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 (法第六条の二第三項に規定する肢体 不自由を 以上 11 う。 以下
- \equiv 児童指 導員 (奈良県児童福祉施設の 設備及び運営の 基準 -に関す うる条例 (平成二十

十九 四年十二月奈良県条例第三十九 条第六項に規定す る児童指導員をい 号。 以下 う。 「児童福祉施設基準条例」 以下 同じ。 及 U 保育 لح \pm 1

- 0 児童指導員及び 区分に応じ、 保育 それ ぞれ 士の 総数 (1) から (1) (3)までに掲げ 5 (3)まで る数 に掲げ る指定福祉型障 害児 入所
- (1) 所させる指定福祉型障害児入所施設にあ 主とし おおむね障害児の て知的 障害 数を四・三で除して得た数以上 \mathcal{O} あ る児童を入所させる指定福祉型障害児入 っては、 当該数に 三十 一を加えた数以 人以下 所 \mathcal{O} 施 障害児を入 通じ
- (2) 以下 得た数及び 及び第五十四条第一項第二号におい 害児入所施設 同じ。) 主として盲児 (次条第二項におい を加えた数以 の障害児を入所させる指定福祉型障害児 又はろうあ児 障害児である少年の数を五で除 通じておおむね障害児である乳児又は幼児 (強度の弱視児を含む。 上 て (強度の難聴児を含む。 「盲ろうあ児」 て 「乳幼児」 という。 次条第三項第二号及び第五項にお して得た数の合計数以上 入所施設にあ 次条第三項第三号にお という。)を入所させる指定福 0 (次条第四項第三号 て の数を四で除 は、 当該 (三十五人 1 合計 て 同じ。 V 7 7
- (3) てお 主と お て肢体 む ね 障害児 不自 \mathcal{O} 由 数を三・ \mathcal{O} あ る児童を入所させる指定福 五で除 て得た数以 祉 型障害児 入 所 施 通

イ 児童指導員 一以上

ウ 保育士 一以上

五 調理員 一以上四 栄養士 一以上

六 童発達支援管理責任者をい 児童発達支援管理責任者 . う。 (児童福祉施設基準条例第六十九条第 以下同じ。 以上 項に規定する児

- 2 員を、 う必要があると認めら 入所施設である場合には医師を、 前項各号に掲げる従業者の 職業指導を行う場合には職業指導員を置 れる障害児五人以上に心理指導を行う場合には ほか 指定福祉型障害児入所施設において、 主として自閉症児を入所させる指定福祉 かなけ ればならない 心 理指導担当職 理指導を行 型 障 |害児
- 3 障が 障 第一 害児入所施設 な 項各号 場合は (第 0 第 職 号を除く。 務に 項第四号の 従事する者でなけ 栄養士及 及び 前項に規定する従業者は、 び れ 同 ば な 項第五号 5 な \ <u>`</u> \mathcal{O} ただ 調理員に 専ら当該指定福 0 障 11 .害児 て は \mathcal{O} 支援 併 祉 せ に支 7 型

設 置する他 の社会福祉施設 \mathcal{O} 職務に従事させることができる。

4 体的 受け 第 が 基準を満たすことをもって、 営 お 設障害福祉 できる。 指定福 \mathcal{O} 11 に提供 項に て 基準等に カコ 「指定障害者支援施設基準等条例」 つ、 祉 規定する指定障害者支援施設を サ 型障 関する条例 て 指定入所支援と施設障害福祉 V 害児入所施設 ピ ス る場合につ をい う。 伞 前三項に規定する基準を満た 成二十四年十二月奈良県条例第三十一号。 11 が 次条第八項にお ては、 指定障害者支援施設 奈良県指定障害者支援施設 11 とい う。 サ 1 . う。 次条第 て同じ。 ビス (同法第五条第 第五条に規定する 八項に (障害者自立支援法第二十 とを同 して お 11 11 るものとみなすこと \mathcal{O} 7 人員 同 \mathcal{O} 項に規 ٣ 施設 次条第八項に 人員に関する 設備及 にお 定す \mathcal{O} 指 1 え施 九 び運 定を て

第二節 設備に関する基準

第六条 全につい 夫され、 指定福祉 て十分考慮されたも カゝ つ、 日照、 型障害児入所施設 採光、 のでなけ 換気等 \mathcal{O} 配置、 \mathcal{O} 障害児の保健衛生及 ればならな 構造及び設備は、 VI び 防災そ 障害児 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 特 性 \mathcal{O} 障 に .害児 . 応じ 7 \mathcal{O} 安 工

- 2 所施設 三十人未満 け 児を なけ 指定福祉 入所 で n あ ば ださせる 0 なら 型障害児入所施設は、 \mathcal{O} 7 障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施 主とし な もの \ \ \ \ ただし、 にあ て知的障害 0 ては医務室及び静養室を設 三十人未満 居室、 \mathcal{O} ある児童を入所させるも 調理室、 \mathcal{O} 障害児を入所させ 浴室、 便所、 け な 設で 1 \mathcal{O} ことが 医務室及 あ に る指定福 あ 0 7 0 で 主 7 きる とし は 祉 び 医務室 型障 静 養室を て盲ろう !害児入
- 3 ない。 指 定福 次の 各号に 祉型障害児入所施設の 掲げる指定福祉 型障害児入所施設は 区分に応じ、 当該各号に定める設備を設けなけ 前項に規定する設備 \mathcal{O} ほ れ か、 ば なら
- 11 主とし る障 業指導に .害児 て 必 \mathcal{O} 知 要な設 年齢、 的 [障害 備 適性等に応じた職業指導に必要な設備 \mathcal{O} ある児童を入所させる指定福祉 という。 型障害児 (以下こ 入所 の項 施 設 12 お 入所 V 7 7
- 導に \mathcal{O} 機能 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 必 要な設 \mathcal{O} 不自 備、 由 [を助け 音楽に関する設備並 る設 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ に浴室及び便所 の手すり、 遊戯室、 特 訓 殊 練 室 表示等身体 職 業指
- 業指導に てろう 必 要な設備及び あ 児を入所させる指定福祉型障害児 映像に関する設備 入所施設 遊戯 室、 練 室 職

- 兀 屋外訓 主として肢体不自由 練 場並 び に 浴室及び (T) ある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施 便所の手すり等身体 \mathcal{O} 機能 の不自由 を 助 け 設
- 4 第二項の居室の基準は、次のとおりとする。
- 一 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- 障害児一人当たりの 、床面積は、 四・九五平方メ ル以上とすること。
- 三 当たりの床面 前二号の 規定に 積は三・三平方メ かかわらず、 乳幼児のみの 1 ル以上とすること。 一の居室の定員は六人以下とし、
- 几 入所してい る障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別 にすること。
- 5 その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 は
- 6 社会福祉施設 項及び第三項各号に規定する設備 に供するものでなければならない。 第二項及び第三項各号に規定する設備は、 の設備に兼ねることができる。 (居室を除く。 ただし、 障害児の支援に支障がない場合は、 専ら当該指定福祉型障害児 \smile については、 併せて設置する 入所施設 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 用
- 8 支援と施 指定福 指定福祉 湿 指定障 祉 性 設障害福祉サー 型障 等に 型障害児入所施設の内装等については、 優れ 害者支援施設基準等条例第九条に規定する設備に関す 害児入所施設が、 た性質を有することに鑑み、 ビスとを同 指定障害者支援施設 一の施設にお いて一 木材 木が \mathcal{O} \mathcal{O} 指定を受け、 安らぎを与える効用及び 体的に提供 利用 に配慮す る基準を満たす てい か る つ、 る場合に $\tilde{\mathcal{O}}$ 指定入所 とす 0

第三節 運営に関する基準

ことをもって、

前各項に規定する基準を満たしてい

るものとみなすことができる

(内容及び手続の説明及び同意

- 申込者のサ 込者に対し、 者」という。 込みを行ったときは、 V; 指定福祉型障害児入所施設は、 当該指定入所支援 第三十五条に規定する運営規程 ビ ス に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、 の選択に資すると認められる重要事項を記 当該利用申込みを行った入所給付決定保護者 の提供の 開始につ 入所給付決定保護者が指定入所支援 1 \mathcal{O} 、概要、 て当該利用 従業者 申 -込者の した文書を交付 の勤務体制その他の 同意を得なけ 以下 当該利 「利用 \mathcal{O} 利 して 用 説明 利用 用 申 \mathcal{O} 申 込 申
- 指定福祉型障害児入所施設は、 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第七十

応じた適切な配慮をし 七条の規定により書面の なければならない。 交付を行う場合は、 利用申込者に係る障害児の障害の 特性に

(提供拒否の禁止)

第八条 ではならな 指定福祉型障害児入所施設は、 正当な理由がなく、 指定入所支援の提供を拒 W

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第九条 ければならない。 所支援の利用につい 指定福祉型障害児入所施設は、 て県が行うあっせん、 法第二十四条 調整及び要請に対 の十九第二項 の規定によ できる限り協力 り指定入

(サービス提供困難時の対応)

第十条 ない。 ある場合は る場合その 指定福祉型障害児入所施設は、 他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難で 適切な病院又は診療所の紹介そ 利用申込者に係る障害児が \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 措置を速や か に講じなけ 入院治療を必 れ ばなら 一要とす

(受給資格の確認)

第十一条 期間等を確か 所給付決定保 指定福祉型障害児入所施設は、 派護者の \otimes るも \mathcal{O} 提示する入所受給者証 とする。 指定入所支援 に ょ 0 て、 入所給付決定 の提供を求 めら $\overline{\mathcal{O}}$ 有無、 れた場合は 給付 決定

(障害児入所給付費の支給の申請に係る援助)

- 第十二条 込みが、 請が行 あった場合は、 われるよう必要な援助を行わなければならない 指定福祉型障害児入所施設は、 その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給 入所給付決定を受け 7 11 な V 者か :ら利用 \mathcal{O} \mathcal{O} 申
- 2 なければならな 給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請につい 指定福祉型障害児入所施設は、 V . 入所給付決定に通常要すべ き標準 て、 的 必要な援助を行わ な期 間 を考慮

(心身の状況等の把握)

第十三条 心身の 沉等 状況、 \dot{O} 把握に 指定福祉型障害児入所施設は、 その 努め 置か なけ れ 7 れ ば 1 る環境、 ならない。 指定入所支援 \mathcal{O} 保健医療サ 0 提供に当たっ ピ ス 又 八は福祉 サ て は、 ピ 障害児 ス \mathcal{O} $\overline{\mathcal{O}}$

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

- 第十四条 れ なければな る場合に 指定福祉型障害児入所施設は、 らな お 1 ては、 速や かに当該入所給付決定保護者 入所給付決定保護者 1の居住 の居住 地 \mathcal{O} 都 地 道 の変更が 府 源に 見込ま 連絡し
- (入退所の記録の記載等)
- 第十五条 所受給者証記載事項」 害児入所施設の しなければなら 指定福祉型障害児入所施設は、 ない 名称、 という。 入所又は退所の年月日その を、 その入所給付決定保護者の 入所又は退所に際し 他 の必要な事項 ては、 入所受給者証に記載 (次項にお 当該指定福祉型障 V 7
- 2 なければならない。 指定福祉型障害児入所施設は、 入所受給者証 記載事項を遅滞なく 、知事に 対 報告し
- 3 おいては、 指定福祉型障害児入所施設は、 速やかに知事に報告し なければならな 入所して いる障害児 11 \mathcal{O} 数 \mathcal{O} 変動 が見込まれ る場合に

(サービスの提供の記録)

- 第十六条 その他必要な事項を記録 指定福祉型障害児入所施設は、 しなけ ればならな 指定入所支援を提供 1 た際 は、 提供 日 内 容
- 2 護者から指定入所支援を提供したことに 指定福祉型障害児入所施設は、 前項の 規定による記録に つい て確認を受け なけ 際 L れ て ばな は 5 入所 な 給付 定保
- (指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭 範囲等) \mathcal{O} 支払
- 第十七条 上させるもの \mathcal{O} めることができるの に限るものとする。 指定福 であっ 祉 型障害児入所施設が、 は、 て、 当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるも 当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向 入所給付決定保護者に対 L て 金銭 \mathcal{O} 支払 を求
- 2 第一項から第三項までに規定する支払に 決定保護者に金銭の支払を求める理由につ 入所給付決定保護者に対して説明を行 前項の規定により金銭の支払を求める際は、 11 0 いては、 同意を得なけ いて書面によって明らかにす 当該金銭 この 限 れ の使途及 りでない ばならない び額並 ただし、 \mathcal{U} るととも に 入所給付

(入所利用者負担額の受領)

第 十 バ護者か 八条 ら当該指定入所支援に係る入所利用者負担額 指定福祉 型障害児入所施設は、 指定入所支援を提供 の支払を受けるも た 際 は、 のとする 入所給付決定

- 2 は、 払を受けるも 指定福祉型障害児入所施設 所 付決定保護者か \mathcal{O} とす 5 は、 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準 法定代理受領を行 わな い指定入所支援を提供 した際 の支
- 3 保護者か 指定福 て提供される ら受け 祉 型障害児入所施設 ることができる。 便宜に要する費用 は、 のうち、 前 項 \mathcal{O} 支払を受け 次に掲げる費用 る 額 \mathcal{O} \mathcal{O} 額 ほ の支払を入所給付決定 カ 指 定 入 所 支援
- 規定に 施行令 障害児入所施設に支払われた場合は、 基準費用 定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は の負担限 食事の提供に要する費用及び光熱水費 より特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型 (昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の 度額) 額 (法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九 を限度とする。 同令第二十七条の六第一項に規定する食費等 (法第二十四条 \mathcal{O} 七第一 項 \mathcal{O} 規定に 児童福祉 ょ 項 1) $\widehat{\mathcal{O}}$

二 日用品費

- のうち、 定保護者に負担させることが適当と認められ 前二号に掲げるも 日常生活にお \mathcal{O} 11 \mathcal{O} ても通常必要となるも ほ か、 指定入所支援にお るも \bigcirc に係 11 て提供され る費用 で あ る便宜に 0 て、 入所 要する費用 給付
- 4 障害児入所施設等基準」 ところによるも 項第一号に 設備及び 掲げ 運営に関する基準 のとする。 る費用に とい . う。 9 V ては、 (平成二十四年厚生労働省令第十六号。 第十七条第四項に規定する厚生労働大臣が定め 児童福祉法に基 づく指定障害児入 以下 所施 設 「指定 等 \mathcal{O}
- 5 合は、 付しなければならな 指定福祉 当該 費用に係る領 型障害児入所施設 収証を当該費用の は、 第 項か 額を支払った入所給付決定保護者に対 ら第三項まで \mathcal{O} 費用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 支払を受け し交 た
- 6 を行い、 らかじ 指定福 め、 祉 入所給付決定保護者の同意を得なければならな 型障害児入所施設は、 入所給付決定保護者に対 第三項 Ļ \hat{o} 費用 当該サー に係るサ ビス い \mathcal{O} 内 ピ ス 容及 \mathcal{O} び費用 提供 に当た 0 0 11 て て

(入所利用者負担額に係る管理)

定福 九条 祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び 指定福: 型障害児入所施設は、 入所給付 決定に係 他 \mathcal{O} る障害児が 指定障害児 同 入所 \mathcal{O} 施設等が 当該

当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等 定入所支援の 提供する指定入所支援を受けたときは、 に通知しなけ れば 0 なら 額 な 以 状況 V ; ればならな 下この を確認 この 場合に 条にお の上、 お 1 $\dot{\tau}$ 入所利用者負担額合計額を知事に報告する 11 て、 「入所利用者負担額合計 当該指定福祉型障害児 これ らの指定入所支援に係 額 入所施設 と いう。 る入所 は لخ これ を算定 利用者負 5 \mathcal{O} な 担

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

- 第二十条 児入所給付費の支給を受けた場合は、 保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない 指定福祉型障害児入所施設は、 入所給付決定保護者に対し、 法定代理受領により指定入所支援に係 当該入所給付 る 決定 害
- 2 者に対し 支援に係る費用の の額その 指定福祉 て交付 他必要と認められる事項を記載 型障害児入所施設は、 なけれ 額の支払を受けた場合は、 ばならな 第十八条第二項の法定代理受領を行わ 11 たサー その提供 ピ ス提供証明書を入所 した指定入所支援 給付 な \mathcal{O} 内 11 指定 容、 決定 保護 費用 入所

(指定入所支援の取扱方針)

- 2 第二十一条 況等に応じ 画 一的 指定福祉型障害児入所施設 なもの 指定福祉型障害児 て、 となら その 者の な 1 支援を適切に行うととも よう配慮しなけれ の従業者は、 入所施設 は、 指定入所支援 ばならな 入所支援計画 に、 1 指定入所支援 0 に基づき、 提供 に当た \mathcal{O} 障 提供 .害児 0 て は が \mathcal{O} 漫然 心 懇 身 カン 切 \mathcal{O} 0
- 寧に行うことを旨とし いて、 理解しやすい ように 入所給付決定保護者及び障害児に対 説 明を行わなければならな 支援上必要な事項に
- 3 その改善を図らなけ 指定福祉型障害児入所施設は、 ればならな その 提供する指定入所支援 の質 の評価 を行 11 常に

(入所支援計画の作成等)

- 第二十二条 援計画の 作 成に 指定福祉 関する業務を担当させるものとする。 型障害児入所施設の管理者は、 児童発達支援管理責任者に入所支
- 2 医害児に 児童発達支援管理責任者は、 価 を通じ \mathcal{O} 条に 0 11 て、 お 7 入所給付決定保護者及 11 その 7 ア 有する能力、 セ ス メ ン 入所支援計画 その び と 障害児 置 11 う。 か れ 0 作成に当た \mathcal{O} 7 を行 希望する生活並 1 る環境及 1 障害児 って CK は、 日常 \mathcal{O} び 発達を支援する上 に 生活 適切な方法 課 題等 全般 \mathcal{O} \mathcal{O} 状 に 況 ょ 等 り、

での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 面接の 障 ならな 児童 害児に面接し 趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対し 発達支援管理責任者は、 なけ ればならな T \ \ \ ヤス この メントに当たっては、 場合に お 11 て、 て十分に説明 児童発達支援管理責任 入所給付決定保護者及 理解を得なけ 者 T n
- 4 指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計 びその達成時期、 給付決定保護者及び障害児の 原案を作成しなければならない 児童発達支援管理責任者は、 生活全般の質を向上させるため 生活に対する意向、 ア セ ス メン ト及び支援内容 の課題、 障害児に対する総合的な支援目標及 指定入所支援の具体的 \mathcal{O} 検討結果に 、基づき、 内容 入所 画 \mathcal{O}
- 5 案につ 定入所支援の提供に当たる担当者等を招集し 児童発達支援管理責任者は、 いて意見を求めるものとする。 入所支援計画 て行う会議を開催 \mathcal{O} 作成に当たっ て は、 Ļ 入所支援計 障害児に対す 画 る指 \mathcal{O} 原
- 6 者及び障害児に対 け れば 児童発達支援管理責任者は、 ならな 当該入所支援計 入所支援計画 画 12 0 11 \mathcal{O} て説 作成に当たっては、 明 文書に ょ りその 入所給付 同 決定保 意を得な . 護
- 7 児童 所給付決定保護者に交付し 発達支援管理責任者は、 なければならな 入所支援計 画を作 成 L た際 に は、 当該 入 所支援; 計 画 を
- 8 という。 握 月に一回以上、 児童発達支援管理責任者は、 (障害児につ のとする。 を行うとともに、 入所支援計画の見直しを行 ての継続的なアセスメントを含む。 障害児に 入所支援計画 つい 1 て解決すべき課題を把握 \mathcal{O} 作成後、 必要に応じて入所支援計 次項におい 入所支援計 て 画 「モ \mathcal{O} ニタ 実施 画の変更を行 少なくとも六 IJ 状 況 \mathcal{O}
- 9 なければならない。 連絡を継続的に行うこととし、 児童発達支援管理責任者は、 特段の モニタリングに当たって 事情 \mathcal{O} な 11 限り、 は、 次に定めるところにより行わ 入所給付決定保護者と \mathcal{O}
- 定期的 入所給付決定保護者及び 障害児に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項 か 5 第七 項までの 対規定は、 第 八 項に規定する入所支援計 画 \mathcal{O} 変更に 0 11

用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

を行うも \mathcal{O} 児童発達支援管理責任者は、 とす 前条に規定する業務のほ か、 次に掲げる業務

- 行うこと。 次条に規定する検討及び 必要な援助並びに第二十五条に規定する相談及 75 緩助を
- 一 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(検討等)

第二十四条 行 よう定期的に検討するとともに、 ビスを利用することにより、 九条第一項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サー れる障害児に対し、 わなけれ 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、 指定福祉 ばならない。 型障害児入所施設は、 入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案 当該障害児が居宅におい 居宅において日常生活を営むことができると認めら 障害児に 9 11 て日常生活を営むことができる て、 その 障害者自立支援法第二十 心身 の状況等に 必要な援助を . 照ら

(相談及び援助)

第二十五条 とともに、 環境等の 的確な把握に努め、 指定福祉型障害児入所施設は、 必要な助言その 他の援助を行わなければならな 障害児又はその家族に対 常に 障害児 \mathcal{O} Ĺ 心 身 11 そ 0 状況、 \mathcal{O} 相談に適切に応じ そ \mathcal{O} 置 か れ て る

(指導、訓練等)

- 第二十六条 ればならない。 の支援と日 常生活の充実に資するよう、 指定福祉型障害児入所施設は、 適切な技術をもって指導、 障害児の 心身の状況に応じ、 訓練等を行わなけ 障害児 0 自 <u>\frac{1}{2}</u>
- 2 ともに、 指定福祉型障害児入所施設は、 ればならない 社会生活へ の適応性を高めるよう、 障害児が日常生活における適切な習慣を確立すると あらゆる機会を通じて生活指導を行わな
- 3 会生活を営むことができるよう、 指定福祉型障害児入所施設は、 障害児の より適切に指導、 適性に応じ、 訓練等を行わ 障害児ができる限 なけ ń ば なら り健全な社 な
- 4 け れば 指定福祉型障害児入所施設は、 常時 人以上の従業者を指導、 訓練等に従事させな
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、 障害児に対 L て、 当該障害児に係る入所給付決定保

護者の 負担によ り、 当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指 導 訓

練等を受けさせてはならな

V)

(食事)

- 第二十七条 をできる限り変化に富み、 ればならない 指定福祉 型障害児入所施設は、 障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものと 障害児に食事を提供す るときは、 そ \mathcal{O} 献 しな 立
- 2 なければならない 食品の種類及び 指定福祉型障害児入所施設は、 調理方法について、 食事 栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮 の提供に当たっ て は、 前 項 \mathcal{O} 規定によ る ほ
- 3 ことを楽しむことが 指定福祉型障害児入所施設は、 できるよう考慮した献立の工夫に努めなければならない 旬の 食材や郷土食を取り入れ る等、 障害児が 食 ベ る
- 4 ばならない 指定福祉型障害児入所施設は、 あら かじめ 作成された献立に 従っ て調理を行 わ なけ
- 5 成に努めなけ 指定福祉型障害児入所施設は れ なばなら な 障害児 \mathcal{O} 健康な生活 \mathcal{O} 基本とし て \mathcal{O} 食を営む 力 \mathcal{O} 育

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第二十八条 \mathcal{O} ため \mathcal{O} V クリ 指定福祉型障害児入所施設は、 エ シ ョン行事を行わなけ れば 教養娯楽設備等を備える ならな ほ カン 適宜 障 宇児
- 2 る手続等に 決定保護者の 指定福祉型障 つい て、 害児入所施設は、 同意を得て代わ 当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は 0 て行わなけ 障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対 ればならな 入所給 す
- 3 とその家族との 指定福祉型障害児入所施設は、 交流等の機会を確保するよう努めなければならない 常に障害児の家族との連携を図るとともに、 障害児

(健康管理)

- 第二十九条 に、 断及び臨時の る健康診断に 入所した障害児に対し、 指定福祉型障害児入所施設は、 準じ 健康診断を、 して行わ なけ 学校保健安全法 れば 入所時の健康診断、 ならない 常に障害児 (昭和三十三年法律第五十六号) 少なくとも 0 健康 \mathcal{O} 一年に二回 状況に注意するととも の定期健康診 に規定す
- 2 指定福: が 行わ 祉 型障害児入所施設は、 れた場合で あ 0 て、 当該 前項の規定に 健康診断 が カ それぞれ同 か わらず、 表 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 下 表 欄 \mathcal{O} に掲げ 上欄 . 掲げ る健 康診 る

断 n ぞれ 部 の全部又は を行 表 わ \mathcal{O} な 1 __ 部に ことが 掲げ 相当すると認められ で きる。 る健康診断 $\overset{\succ}{\smile}$ \mathcal{O} 場合に \mathcal{O} 結果を把握 るときは、 お 11 て、 指定福 なけ 同欄に掲げる健康診断 れ 祉型障 ば ならな 害児 入所 施設は、 \mathcal{O} 全 一部又は そ

定期の健康診断又は臨時の健康診断	断にいる学校における健康診に害児が通学する学校における健康診
時の健康診断入所した障害児に対する障害児の入所	の健康診断 児童相談所等における障害児の入所前

3 0 食事を調理する者につき、 指定福祉 型障害児入所施設 綿密な注意を払わなけ の従業者 \mathcal{O} 健康診断に当たって ればならな は、 12 入所 7 1 . る者

(緊急時等の対応)

第三十条 るときに障害児に病状の 連絡を行う等の 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、 必要な措置を講じ 急変が生じた場合その なけ れば ならない。 他必要な場合は、 現に指定入所支援 速や の提供を行 カュ に 医 療機関 0 て 11

(障害児の入院期間中の取扱い)

院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにし 要に応じ ればならない。 ときは、 る必要が生じた場合であ 当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の て適切な便宜を供与するとともに、 指定福祉型障 って、 害児入所施設は、 入院後おおむね三月以内に退院 障害児に やむを得ない事情が 9 1 て、 病院 することが見込まれ ある場合を除き、 希望等を勘案し 又は診療所に入院 必 る す

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第三十二条 給付金 障害児に係る指定障害児入所施設等基準第三十一条に規定する厚生労働大臣 て支払を受け (以下この条にお 指定福祉型障害児入所施設は、 た金銭を次に掲げるところにより管理 いて 「給付金」という。 当該指定福祉型障害児入所施設 の支給を受け なけ れば なら たときは、 ない の設置者が 給付 が定める 金と

益を含む。 当該障害児に 以下この 係る当該金銭及び 条におい て 「障害児に係る金銭」 これに準ずるも \mathcal{O} これ とい . う。 5 \bar{O} 運用 をそ に \mathcal{O} 他 り 生 \mathcal{O} 財 じ 産と た 収

区分すること。

- 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従っ て用 いること。
- \equiv 障害児に係る金銭の 収支の 状況を明ら かにする 記録を整備する
- 几 当該障害児が退所した場合には、 速やかに、 障害児に係る金銭を当該障害児に取

(入所給付決定保護者に関する県への通知)

得させること。

第三十三条 らない。 又は受けようとしたときは、 所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、 指定福祉型障害児入所施設は、 遅滞なく、 意見を付してその旨を県に通知しなければな 指定入所支援を受けて **\ る障害児に係る入

(管理者による管理等)

- 第三十四条 設以 指定福祉型障害児入所施設の他の ればならない。 外の事業所、 指定福祉型障害児入所施設は、 ただし、 施設等の職務に従事させることができる。 指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、 職務に従事させ、 専らその職務に従事する管理者を置か 又は当該指定福祉型障害児入所施 当該 なけ
- 2 び 業務の 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、 管理その 他の 管理を、 一元的に行 当該指定福祉型障害児 わなければ ならな 入所施設 \mathcal{O} 従業者及
- 3 この章 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、 (この条を除く。 の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとす 当該指定福祉型障害児 入所施設 の従業者に

(運営規程)

第三十五条 ばならない。 に関する運営規程 指定福祉型障害児入所施設は、 (第四十一条において 「運営規程」 次に掲げる施設の運営につ という。 を定め 1 ておかなけれ て \mathcal{O} 重要事項

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 一 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 儿 指定入所支援の 内容並 び に 入所給付決定保護者から受領する費用 の種 類及びその

額

五 施設の利用に当たっての留意事項

- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 主として入所させる障害児の障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第三十六条 することが できるよう、 指定福祉型障害児入所施設は、 従業者の勤務の体制を定め 障害児に対し、 てお かなけ 適切な指定入所支援を提供 ればならな
- 2 定入所支援を提供しなければならない。 い業務については、 指定福祉型障害児入所施設は、 この限りでない。 当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によっ ただし、 障害児の支援に直接影響を及ぼさな て指
- 3 を確保しなければならない。 指定福祉型障害児入所施設は、 従業者に対 Ļ その資質 \mathcal{O} 向 上 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 研 修 \mathcal{O} 機会
- 4 遇を行うよう努めなけ 指定福祉型障害児入所施設は、 れ ば なら ない。 従業者に対 その能力、 資格、 経験等 に応じ た 処

(定員の遵守)

第三十七条 てはならない。 ·でない。 指定福祉型障害児入所施設は、 ただし、 災害、 虐待その 他 のやむを得な 入所定員及び居室 11 事情がある場合は、 の定員を超え て入所させ

(非常災害対策)

- 第三十八条 設備を設けるとともに、 の通報及び連絡体制を整備し、 指定福祉型障害児入所施設は、 非常災害に関する具体的計画を立て、 それらを定期的に従業者に周 消火設備その他 の非常災害に際し 非常災害時 知しなければならない。 の関係機関 て必 要
- 2 要な訓練を行わなければならな 指定福祉型障害児入所施設は、 () 非常災害に備えるため、 定期的 に避難、 救出その他
- 3 蓄に努めなけれ 指定福祉型障害児入所施設は ばならない。 非常災害時に必要な非常食、 飲用 水、 日 用 品 等 \mathcal{O}

(衛生管理等)

第三十九条 つ 11 て、 指定福祉型障害児入所施設は、 衛生的な管理に努め、 又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、 障害児の 使用する設備及 U 飲用に 健 供する水 康管理

に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなけ れば ならな 11

- 2 な 食中毒が 指定福: 祉 発生し、 型障 害児入所施設は、 又はまん延し ない 当該指定福祉 ように必要な措置を講ずるよう努め 型障 害児 入所 施設に お 11 なけ 7 感染症 れば 又は なら
- 3 児を入浴させ、 指定福祉型障害児入所施設 又は清しきしなけ は、 障害児 ればならない \mathcal{O} 希望等を勘案し、 適切な方法によ り、 障 害

(協力医療機関等)

- 第四十条 じめ、 協力医療機関を定めておか 指定福祉型障害児入所施 売設は、
 なけ ればならな 障害児 の病状 11 の急変等に備えるため、 あ 5 か
- 2 めなければならない。 指定福祉型障害児入所施設は、 あらかじめ、 協力歯科医療機関を定め て お

(掲示)

第四十一条 場所に、 る重要事項を掲示 第二項の 協力歯 運営規程 指定福祉型障害児入所施設は、 科医療機関その $\overline{\mathcal{O}}$ 概要、 なけ れ だばなら 従業者の 他の な 利用申 勤務 \ \ \ \mathcal{O} 込者の 体制、 当該指定福祉型障害児 前条第一 サー ピ ス \mathcal{O} 項 選択 の協力医療機関及 12 入所施設 資す ると認 \mathcal{O} 見 び B 8 同条 す 11

(身体拘束等の禁止)

- 第四十二条 ならな 拘束その 又は他の 他 障 害児の 指定 .障害児の行動を制限する行為 福祉型障害児入所施設は、 生命又は身体を保護するため緊急やむを得な 以下 指定入所支援 「身体拘束等」 の提供 という。 に当た 11 場合を除き、 0 7 を行っ は、 障 ては 害児
- 2 指定福祉 議体を設置しなけ 型障害児 ればならない 入所施設 は、 前 項の 緊急やむを得ない ・場合の 判断等を行うた \Diamond \mathcal{O}
- 3 び時間、 討 項を記録しなけれ した過程を含む。 指定福祉型障害児入所施設は、 その際の障害児の ば なら な 解除予定日並び 心身の () 状況、 やむを得ず身体 に解除に向けた具体的 緊急やむを得ない理 拘束等を行う場合に 由 な取組そ (当該理· は \mathcal{O} 由 他 に そ \mathcal{O} 必 0 要な事 11 て検 様 及
- 4 期 指定福祉 実施 型障害児入所 なけ n ば ならない。 施設は、 従業者に対 身体拘 東等 \mathcal{O} 廃 止 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 修を定

(虐待等の禁止)

第四十三条 掲げ る行為その 指定福祉型障害児入所施設 他当該障害児の 心身に有害な影響を与える行為をし の従業者は、 障害児に対 Ļ 法第三十三条 ては ならな 0

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第四十四条 障害児に対し法第四十七条第一項本文の るときは、 とき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉 身体的苦痛を与え、 指定福祉型障害児入所施設 人格を辱める等その権限を濫用 の長たる指定福祉型障害児入所施設 規定により親権を行う場合であ のため してはならな 必要な措置をと 0 て懲戒する の管理者は

(秘密保持等)

- 第四十五条 の業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、 正当な 理 由 が なく、 そ
- 2 を講じなけ その業務上知り得た障害児又はその家族 指定福祉型障害児入所施設は、 れば ならない 従業者及び管理者であった者が、 \mathcal{O} 秘密を漏らすことがない . よう、 正当な理由がなく 必要な措置
- 3 する情報を提供する際は、 通所支援事業者、 ス事業者等その おか 指定福祉 なけ ればならない。 型障害児入所施設は、 他 \mathcal{O} 障害者自立支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福 福祉サ あらかじめ文書により当該障害児又はその家族 ビスを提供する者等に対し 法第二十一条の五の三第一 て、 項に規定する指定障害児 障害児又はそ の家族 \mathcal{O} 同意を得 サ ピ

(情報の提供等)

- 第四十六条 うとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、 が実施する事業の 指定福祉型障害児入所施設は、 内容に関する情報の提供を行うよう努めなければ 当該指定福祉型障害児入所施設に入所 当該指定福祉型障害児入 はならない
- 2 場合におい 指定福祉型障害児入所施設は、 て、 その内容を虚偽 \mathcal{O} もの又は誇大なものとしてはならない 当該指定福祉型障害児入所施設に っい て広告をする

(利益供与等の禁止)

第 四十七条 者自立支援法第五条第十七項に規定する を行う者等又は 次 指定福祉型障害児入所施設は、 頃に その お 従業者に対 VI て 「障害児相談支援事業者等」 L 障害児又はその家族に対し 般相談支援事業若し 障害児相談支援事業を行う者若しく 11 う。 て当該指定福祉型障害 は 特定相談 祉 支援事業 、は障害 ス

5 児入所施設を紹介することの対償として、 ない。 金品その 他の財産上の利益を供与しては な

2 者等又はそ \mathcal{O} 他の財産上の利益を収受してはならない 指定福祉 型障害児 $\tilde{\mathcal{O}}$ 従業者から、 入所施設は、 障害児又はその家族を紹介することの対償とし 障害児相談支援事業者 等、 障 !害福祉 サ て、 ピ ス を行う 金品そ

(苦情解決)

第四十八条 ならない。 するために、 又は入所給付決定保護者その 指定福祉型障害児入所施設は、 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなけ 他の当該障害児の家族からの苦情に迅速か その提供した指定入所支援に関する障害児 つ適切に れば 対応

- 2 等を記録しなければならない 指定福祉型障害児入所施設は 前項の苦情を受け付 けた場合に は 当該苦情 \mathcal{O} 内 容
- 3 ば ら指導又は助言を受けた場合は、 は提示の \mathcal{O} 十五第一項の規定によ ならな 当該 は帳簿書類その 指定福祉型障害児入所施設は、 障 上害児の 命令又は当該 家族か 他の らの 物件の .職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設 り知事が行う報告若し 苦情に関し 検査に応じ、 当該指導又は助言に従っ その提供 て知事が行う調査に協力するとともに、 及び障害児又は入所給付決定保護者その した指定入所支援に関 は帳簿書類その他 て必要な改善を行わ の物件の提出 法第二十四条 の設備若 なけ 知事 若 か \mathcal{O} n
- 4 容を知事に報告しなければならな 指定福祉型障害児入所施設は、 知事 か 5 \mathcal{O} 求め が あ 0 た場合には、 前 項 \mathcal{O} 改 善 \mathcal{O} 内
- 5 らない。 が 同法第 指定福祉型障害児入所施設は、 八十五条の規定により行う調査又はあ 社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員 0 せ んにできる限り協力 しなけ ればな 会

(地域との連携等)

第四十九条 自発的な活動等との連携及び協力を行う等 事故 発生時の 指定福祉型障害児入所施設は、 対応) の地域との交流に努めなけ その運営に当たっては、 地域住民又はその れ ば なら な い

第五十条 が 発生した場合は、 指定福祉型障害児入所施設は、 速やかに県、 当該障害児 障害児に対する指定入所支援 の家族等に連絡を行うとともに、 \mathcal{O} 提供 によ 必要 り

な措置を講じなければならない。

- 2 11 て、 指定福祉型障害児入所施設 記録 しなけれ ばならない。 は、 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置に 9
- 3 き事故が発生した場合は、 指定福祉 型障害児入所施設は、 損害賠償を速やかに行わなけ 障害児に 対 する指定入所支援 ればならな \mathcal{O} 提供に ょ り賠償す Ž

(会計の区分)

第五十一条 計をその 他の事業の会計と区分しなければならな 指定福祉型障害児入所施設は、 当該指定福祉型障害児入所施設 の事業の会

(記録の整備)

第五十二条 指定福祉型障害児入所施設は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記

録を整備しておかなければならない。

- 2 げる記録を整備 指定福祉型障害児入所施設は、 Ļ 当該指定入所支援を提供 障害児に対する指定入所支援 した日 から五年間保存 \mathcal{O} 提供 しなけ に関する次に掲 れ ばならな
- 一入所支援計画
- 第十六条第一項に規定する提供 した指定入所支援に係る必要な事項 \mathcal{O} 提供 \mathcal{O} 記
- 三 第三十三条の規定による県への通知に係る記録
- 四 第四十二条第三項に規定する身体拘束等の記録
- 五 第四十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第五十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ た処置に 0 11 て \mathcal{O} 記

録

(報告)

第五十三条 ため知事が ついて報告を求めたときは、 別に定めるところによりそのサ 指定福祉型障害児入所施設は、 協力しなけ サー ればならない ピ ス ピ の状況、 ス の向上に関する施策の推進を図 質 の評価及び改善の 取組等 る

第三章 指定医療型障害児入所施設の 人員、 設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準

第五十四条 とする。 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、 次 \mathcal{O} と お n

医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) に規定する病院とし て必要とされる従業

- 者 同 法に規定する病院として必要とされる数
- 児童指 導員及び 保育士
- T (1) 区分に応じ、 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 童指導員及び保育 それ ぞれ (1) 又 は 士 \mathcal{O} 総数 (2) に 掲げる数 (1) 义 は (2) に .掲げる指定医療型障害児入所施設 通 ľ 7 お お む ね \mathcal{O}
- (2) ておお 主として肢体不自由 むね障害児である乳幼児の数を十で除 数を六・七で除 のある児童を入所させる指定医療型障害児入所 して得た数以上 して得た数及び障害児であ 施 る少 通

障

害児の

1 児童指導員 以上

年の数を二十で除して得た数の合計数以上

- ウ 保育士 一 以 上
- 害児入所施設に限る。 規定する重症 心 理指導を担当する職員 心身障害児をい う。 以上 次号にお (主として重症心身障害児 11 て同じ。 \smile を入所させる指定医 (法第七条第二項に |療型障
- 几 身障害児 理学療法 を入所させる指定医療型障害児入所施設に 士又は作業療法士 --- 以 Ĺ (主として肢体不自 限る。 由 \mathcal{O} あ る児童 叉 は 重症 心
- 五. 児童 発達支援管理責任者 以上
- 2 員を置かなけ \mathcal{O} 前 ある児童を入所させるも 項各号に 掲げ れ ば ならな る従業者の \mathcal{O} に限る。 ほか 指定医療型障害児入所施設 にお 1 て職業指導を行う場合に 全とし は、 て肢体 職業指 不 自 由
- 3 ことができる。 に直接従事する従業者を除き、 る者でなけ 第一項各号に掲げる従業者は、 ればならない。 ただし、 併せて設置する他の社会福祉施設 専ら当該指定医療型障害児入所 障害児の支援に支障がな 11 、場合は、 施 の職務に従事させ 設 \mathcal{O} 障害児 職 務に の保護 従 事 る す
- 4 う。 サー る 同 ピ 療養介護をい 指定医療型障害児入所施設が、 ス \mathcal{O} \mathcal{O} 次条第七項に ビス事業者 設 お \mathcal{O} . う。 人員、 11 (同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉 て お 11 以下この項及び次条第七項におい 体的に て同じ。 設備及び 提供 運営 療養介護 の指定を受け、 \mathcal{O} T 基準等に関する条例 11 る場合に (障害者自立支援法第五条第六項に規定す 9 カコ つ、 11 て同じ。 て は 指定入所支援と療養介護とを (平成二十 奈良県指定障 サ に係る指定障害福祉 四年十二月奈良 ビス事業者を !害福祉 V

県条例第三十七号。 第五 準を満た 十二条に し て いるも 規定する人員に関する基準を満たすことをも 次条第七項におい \mathcal{O} とみなすことができる。 て「指定障害福祉 サ F. 0 て、 ス基準等条例 前三項に規定す لح 1 う。

第二節 設備に関する基準

第五十五条 工夫され、 安全について十分考慮されたものでなければならない 指定医療型障害児入所施設 かつ、 日照、 採光、 換気等 \bigcirc 配置、 \mathcal{O} 障害児の保健衛生及び防災そ 構造及び設備は、 障害児 $\overline{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 他 性 \mathcal{O} 障害児 応じ

- 2 指定医療型障害児入所施設の設備は、 次のとおりとする。
- 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。
- 一 訓練室及び浴室を有すること。
- 3 肢装具を製作 ほか、 とができる 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっ それぞれ ニする設 次 の各号に掲げる設備を設けなければならない。 気備にあ っては、 他に適当な設備 が ては、 ある場合は、 前項各号に掲げる設 ただし、 これ を置か 第二号の義 な 11 \mathcal{O}
- 主として自閉症 児を入所させる指定医療型障害児 入所施設 静養室
- する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体 主として肢体不自由 ギブ ス 室、 特殊手工芸等の作業を指導する \mathcal{O} ある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 \mathcal{O} 機能 \mathcal{O} に必要な設備 \mathcal{O} 不自由を助け る設 義肢装具を製作 屋
- 4 の傾斜を緩やか 主として肢体不自由 にしなければならな のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は そ \mathcal{O} 階
- 5 設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 提供する指定入所支援の用に供するものでなけ に支障がない場合は、 第二項各号及び第三項各号に掲げる設備 第二項第二号及び第三項各号に掲げる設備に は、 ればならない。 専ら当該指定医療型障害児入所 ただし、 っい ては、 障害児の支援 併 施 せ 設 が
- 6 指定医療型障害児入所施設の内装等については、 湿性等に優れた性質を有することに鑑み、 木材の利用に配慮するも 木が安らぎを与える効用及び のとする。 熱
- 7 を受け、 んる基準 指定医療型障害児入所施設が、 を満たすことをも 9 か 11 つ、 7 は、 指定入所支援と療養介護とを同 指定障害福祉 0 て、 前各 サ 療養介護に係る指定障害福祉サー **~**一ビス 項に規定する基準を満た 基準等条例第五 の施設に お 十四条に規定す 1 て 一 L て 体 1 ピ る 的 ス事業者の指定 に 提供し んる設備 \mathcal{O} とみなす 7

ことができる。

第三節 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

2 第五十六条 定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額 指定医療型障害児入所施設は、 指定医療型障害児入所施設は、 法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際 指定入所支援を提供した際 の支払を受け るも は、 のとする。 入所給付決

当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額

は、

入所給付決定保護者から、

次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- する費用の額の算定方法の例により算定した費用 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るも \mathcal{O} 額 \mathcal{O} に つき健康保 険 \mathcal{O} 療養に 要
- 3 保護者から受け て提供される便宜に要する費用のうち、 指定医療型障害児入所施設は、前二項の支払を受ける額 ることができる。 次に掲げる費用 0 \mathcal{O} 額 ほ か、 0 支払を入所給付 指定入所支援に 決定 お
- 一 日用品費
- うち、 保護者に負担させることが適当と認められるも 前号に掲げ 日常生活に るも お \mathcal{O} į١ \mathcal{O} ほか、 ても通常必要となるも 指定入所支援において提供される便宜に要する費用 のに係る費用で \mathcal{O} あ 0 て、 入所 給付 決定 \mathcal{O}
- 4 に係る領収証を当該費用 指定医療型障害児入所施設は、 \mathcal{O} 額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなけ 前三項の費用の 額 の支払を受けた場合は、 当該 ħ 費用 ばな
- 5 を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない あらかじ 指定医療型障害児 め、 入所給付決定保護者に対し、 入所施設は、 第三項の 当該サー 費用に係るサービ ・ビス の内容及び費用につい ス \mathcal{O} 提供 12 当た 0 て て 朔

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第五十七条 者に対し、 害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、 額を通知 なけ 当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の 指定医療型障害児入所施設は、 れば なら ない。 法定代理受領により指定入所支援に係る 入所給付決定保護 障

2 指定医療型障害児入所施設は、 係る費用の 額 の支払を受けた場合は、 前条第二項の法定代理受領を行 その 提供 L た指定入所支援 わ な \mathcal{O} 内 V 指定 容 費用 入所 支援 \mathcal{O}

その他必要と認められ る事項を記載 たサ ピ ス提供証明書を入所給付決定保護者に

協力歯科医療機関)

して交付し

なけ

れ

ば

ならな

第五十八条 は、 あら かじめ、 指定医療型障害児入所施設 協力歯科医療機関を定め 主とし ておくよう努め て自閉症児を受け なけ 入 れ ばなら れ るも \mathcal{O} を

(準用)

第五十九条 第 五十二条及び第五十三条の規定は、 四十一条か \mathcal{O} の場合におい 協力歯科医 「医療機関」とあるのは 項の とあ 協力医 るの ら第四十五条まで、 第七 て、 療 は 機関」 条か 療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」 「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」 第十七条第二項中 ら第十七条まで、 と読み替えるもの 「他の専門医療機関」 第四十六条第一項、 指定医療型障害児入所施設につい 「次条」とあるのは「第五十六条」と、第三十条 第十 とする。 九 条、 と、 第二十 第四十七条から第五十条まで、 第三十三条中 一条 ۲, とある から第三十九条まで、 第四十 \mathcal{O} 「障害児入所給付 は て準用する。 一条中 第五十 「前条 条

附則

(施行期日)

第 この条例 は、 平成二十五 年 应 月 日 カ ら施行で す

(設備に関する特例)

第二条 れたも 害児施設等 いう。 \otimes まえて障害保健福祉施策を見直すまでの 同 法第五条の規定に うあ児施設である 七十一号) [項第一 の関係法律 とあ)第五条の 児童福祉施設最低基準等 0 号中 る (同令の \mathcal{O} に (以下 \mathcal{O} 施行の \mathcal{O} は 0 11 整備に関する法律 匹 $=\frac{1}{100}$ 施行 ては よる改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受け 規定による改正前の法第二十四条の二第一項に規定する指定知 ŧ 「旧指定知的障害児施設等」という。) 際現に存して \mathcal{O} に限る。 三平方メ \mathcal{O} 当分の 後に増築され、 あ る \mathcal{O} 間、 $\overline{}$ は \dot{O} であって、 1 __ 「十五人」 (平成二十二年法律第七十一号。 、た障が 第六条第四項の 部を改正する省令 とし 又は改築される等建物 間において障害者等の地域生活を支援するた 1 と、 整備法附則第二十七条の規定に 者制度改革推進本部等における検討を踏 同 項第三号の 同 規定を適用 項第二号中 (平成二十三年厚生労働省令第 (知的障害児施設又は盲ろ 規定は適用 する場合に の構造を変更したも 兀 以下 九五 たものとみなさ 「整備法 平方メ な お V ょ い いり整備 7 的 \mathcal{O}

第三条 ては、 設であるものに限る。 の規定による改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたもの (同日後に増築され、 当分の間、第六条第四項の規定は適用しない。 平成二十四年四月一日前から存する旧指定知的障害児施設等(肢体不自由児施 又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)につい $\overline{}$ であって、整備法附則第二十七条の規定により整備法第五条